

○財務省告示第六十三号

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第五条第一項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「補助金等適正化法」という。）第二十六条第一項及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号。以下「社会資本整備特別措置法施行令」という。）第五条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「補助金等適正化法施行令」という。）第十六条第一項の規定により、次の一の表の下欄に掲げる産業投資特別会計社会資本整備勘定の予算科目に係るこの各号の事務を同表上欄に掲げる機関に委任したので、社会資本整備特別措置法施行令第五条において準用する補助金等適正化法施行令第十六条第四項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、産業投資特別会計社会資本整備勘定の無利子貸付金の貸付けに関する事務を各省各庁の長に委任した件（昭和六十二年九月大蔵省告示第百十三号）は、廃止する。

平成十四年二月八日

財務大臣 塩川 正十郎

一 委任した機関名及び予算科目

委任した機関名	委任した予算科目
内閣総理大臣	沖縄産業振興施設整備資金貸付金 都道府県警察施設整備資金貸付金
総務大臣	電気通信格差是正施設整備資金貸付金 独立行政法人通信総合研究所施設整備資金貸付金 消防防災施設整備資金貸付金 市町村消防施設整備資金貸付金 独立行政法人消防研究所施設整備資金貸付金 情報通信格差是正事業資金貸付金
文部科学大臣	公立学校施設整備資金貸付金 独立行政法人国立科学博物館施設整備資金貸付金 私立学校施設整備資金貸付金 地域先導科学技術基盤施設整備資金貸付金 独立行政法人物質・材料研究機構施設整備資金貸付金 独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備資金貸付金 独立行政法人防災科学技術研究所施設整備資金貸付金 独立行政法人航空宇宙技術研究所施設整備資金貸付金

	<p>社会体育施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人国立青年の家施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人国立少年自然の家施設整備資金貸付金</p> <p>国宝重要文化財保存施設整備資金貸付金</p> <p>首都圏近郊整備地帯等事業追加貸付金</p>
厚生労働大臣	<p>医療施設等施設整備資金貸付金</p> <p>保健衛生施設等施設整備資金貸付金</p> <p>社会福祉施設等施設整備資金貸付金</p> <p>水道施設整備事業資金貸付金</p> <p>水道水源開発等施設整備事業資金貸付金</p> <p>首都圏近郊整備地帯等事業追加貸付金</p>
農林水産大臣	<p>総合食料対策事業資金貸付金</p> <p>卸売市場施設整備資金貸付金</p> <p>農業生産総合対策事業資金貸付金</p> <p>畜産振興総合対策事業資金貸付金</p> <p>独立行政法人肥飼料検査所施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人農薬検査所施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人家畜改良センター施設整備資金貸付金</p> <p>農業経営対策事業資金貸付金</p> <p>農村振興対策事業資金貸付金</p> <p>中山間地域等振興対策事業資金貸付金</p> <p>山村振興等対策事業資金貸付金</p> <p>独立行政法人農業技術研究機構施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人農業生物資源研究所施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人農業環境技術研究所施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人農業工学研究所施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人食品総合研究所施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備資金貸付金</p> <p>林業生産流通総合対策施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人森林総合研究所施設整備資金貸付金</p> <p>水産業振興総合対策施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人水産総合研究センター施設整備資金貸付金</p> <p>かんがい排水事業資金貸付金</p> <p>圃場整備事業資金貸付金</p> <p>諸土地改良事業資金貸付金</p> <p>畑地帯総合農地整備事業資金貸付金</p>

	<p>農道整備事業資金貸付金</p> <p>農業集落排水事業資金貸付金</p> <p>農村総合整備事業資金貸付金</p> <p>農村振興整備事業資金貸付金</p> <p>中山間総合整備事業資金貸付金</p> <p>農地防災事業資金貸付金</p> <p>農地保全事業資金貸付金</p> <p>農村環境保全対策事業資金貸付金</p> <p>森林保全整備事業資金貸付金</p> <p>森林環境整備事業資金貸付金</p> <p>水産物供給基盤整備事業資金貸付金</p> <p>水産資源環境整備事業資金貸付金</p> <p>漁村総合整備事業資金貸付金</p> <p>農業生産基盤整備事業資金貸付金</p> <p>農村整備事業資金貸付金</p> <p>農地等保全事業資金貸付金</p> <p>水産基盤整備事業資金貸付金</p> <p>首都圏近郊整備地帯等事業追加貸付金</p> <p>後進地域特例法適用団体追加貸付金</p>
経済産業大臣	<p>環境調和型地域振興施設整備資金貸付金</p> <p>地域新事業創出基盤施設整備資金貸付金</p> <p>商業・サービス業集積関連施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資金貸付金</p> <p>中心市街地商店街・商業集積活性化施設整備資金貸付金</p>
国土交通大臣	<p>独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人建築研究所施設整備資金貸付金</p> <p>軌間可変電車研究開発施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金</p> <p>独立行政法人北海道開発土木研究所施設整備資金貸付金</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金</p> <p>公有地造成護岸等整備事業資金貸付金</p> <p>地下高速鉄道整備事業資金貸付金</p> <p>ニュータウン鉄道等整備事業資金貸付金</p> <p>幹線鉄道等活性化事業資金貸付金</p>

	鉄道駅総合改善事業資金貸付金 公営住宅建設等事業資金貸付金 住宅地区改良事業資金貸付金 住宅宅地関連公共施設整備促進事業資金貸付金 住宅市街地整備総合支援事業資金貸付金 密集住宅市街地整備促進事業資金貸付金 市街地再開発事業資金貸付金 都市再生推進事業資金貸付金 まちづくり総合支援事業資金貸付金 都市公園事業資金貸付金 下水道事業資金貸付金 後進地域特例法適用団体追加貸付金 産炭地域事業追加貸付金 首都圏近郊整備地帯等事業追加貸付金
環境大臣	廃棄物再生利用施設整備資金貸付金 独立行政法人国立環境研究所施設整備資金貸付金 環境保全施設整備資金貸付金 廃棄物処理施設整備事業資金貸付金 自然公園等事業資金貸付金 首都圏近郊整備地帯等事業追加貸付金
農林水産大臣 国土交通大臣	海岸保全施設整備事業資金貸付金 海岸環境整備事業資金貸付金 海岸事業資金貸付金 後進地域特例法適用体等追加貸付金

二 委任した事務の内容

- イ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第五条の規定に基づく社会資本整備特別措置法第五条第一項に規定する無利子貸付金(以下「無利子貸付金」という。)の貸付契約の申込書の受理
- ロ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第六条第一項及び第三項の規定に基づく無利子貸付金の貸付契約の承諾の決定
- ハ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第七条第一項及び第三項の規定に基づく無利子貸付金の貸付けの条件の附加
- ニ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第七条第一項の規定に基づく経費の配分若しくは内容の変更又は中止若しくは廃止の承認並びに予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示

- ホ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第八条（同法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知へ社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第九条第一項の規定に基づく無利子貸付金の貸付契約の申込みの取下げの受理
- ト 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第十条第一項の規定に基づく無利子貸付金の貸付契約の承諾の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更
- チ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第十二条の規定に基づく無利子貸付金に係る事業の遂行状況に関する報告の受理
- リ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第十三条第一項及び第二項の規定に基づく無利子貸付金に係る事業の遂行及び一時停止の命令
- ヌ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第十四条（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく無利子貸付金に係る事業の実績報告書の受理
- ル 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第十五条の規定に基づく無利子貸付金の額の確定及び通知
- ヲ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第十六条第一項の規定に基づく無利子貸付金に係る事業の是正のための措置命令
- ワ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく無利子貸付金の貸付契約の承諾の決定の全部又は一部の取消し
- カ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく無利子貸付金の返還命令
- ヨ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第十八条第二項の規定に基づく無利子貸付金の貸付契約の承諾の決定の取消し
- タ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第二十条の規定に基づく無利子貸付金の貸付けの一時停止又は未納付額との相殺
- レ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた無利子貸付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
- ソ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示
- ツ 社会資本整備特別措置法第五条第一項において準用する補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認